

新型コロナウイルス感染症を踏まえた

生活福祉資金制度による緊急小口貸付等の特例貸付を行っています

新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等が発生しており、これらへの政府の対応として令和2年3月10日に「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第一弾―」がまとめられ、このなかで、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少があった世帯の資金需要に対応するため、都道府県社協を実施主体とする生活福祉資金貸付制度の特例貸付を行うこととなりました。

現在、社会福祉協議会では、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、新型コロナウイルス感染症の影響により休業や失業等によって収入が減少し、生活資金の必要な方がたに対して、緊急小口資金、総合支援資金の特例貸付を実施しています。

受付窓口は、お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会となっておりますが、窓口での待ち時間の解消や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐために、郵送による受付も進めていますので、詳細は市区町村社会福祉協議会にお尋ねください。

また、緊急小口資金特例貸付については、4月30日から、労働金庫においても郵送による受付を開始しています。

※労働金庫のお問い合わせ先は [【こちら】](#) からご確認ください。

※労働金庫への申請に必要な書類は [【こちら】](#) からご確認ください（送付先は上記お問い合わせ先にご確認ください）。

特例貸付の概要

主に休業された方向け（緊急小口資金）

赤字は従来の要件を緩和したもの。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- ※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■ 貸付上限額

20万円以内

- ※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。
 - 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいるとき
 - 世帯員に要介護者がいるとき
 - 世帯員が4人以上いるとき
 - 世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - 世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

■ 据置期間

1年以内

- ※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

■ 償還期限

2年以内

- ※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■ 貸付利子・保証人

無利子・不要

■ 申込先

市区町村社会福祉協議会
又は
お住まいの都道府県内の
労働金庫店舗

主に失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 従来 of 低所得世帯に限定した取扱を拡大。

※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

- ・（二人以上）月20万円以内
 - ・（単身）月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

■据置期間

1年以内

※ 従来 of 6月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

10年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■申込先

市区町村社会福祉協議会

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

[※本貸付に関するQ&Aはこちらからご確認ください。](#)

詳細は、各都道府県社協のホームページ又はお近くの市区町村社会福祉協議会にお問合せください。

[都道府県・指定都市社会福祉協議会のホームページ（リンク集）](#)